

# 北海道倶知安町「宿泊税」の新設について

## 1. 倶知安町宿泊税新設の理由 〔倶知安町協議書抜粋〕

多くの観光客が訪れ、受け入れる町の体制づくりを進めてきたが、地域業者からのヒアリング、地域からの要望、第6次総合計画策定のために実施したアンケート結果から、観光客の域内交通の不便さ、環境保護、治安悪化への不安、観光人材の育成、新幹線駅があるメリットを最大限に活かすまちづくりなど、現時点での課題が整理された。しかし、一般財源においては、高齢化社会を迎えた中で社会保障費など全体の取り組みの中で観光対策に使用できる財源は限られている。

(中略)

海外投資が活発に行われ、毎年多くの宿泊施設が建設されることで、多くの観光客が訪れ、宿泊している当町では、受け入れ体制の整備がまだ十分でなく、必要なまちづくりの財源として宿泊税の検討も先進地の事例をもとに検討していた。

(中略)

平成29年11月には「倶知安町法定外税に係る有識者会議」を設置し、宿泊関係者、観光関係者、地域団体、旅行関係者の外部有識者からの幅広い助言と意見交換を行った。会議の中では、課税免除や宿泊者の範囲、倶知安町のような部屋貸しのコンドミニウムが多い地域では、宿泊人数の把握が難しく、宿泊料金に定率をかけた制度が導入できないか、などの意見が出された。

その成果を整理し、町議会の平成30年第3回定例会に「倶知安町宿泊税条例(案)」を上程し、所管する総務常任委員会に付託され審議が続けられた結果、平成30年第4回定例会にて議決されたところである。世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊者に対し、新たな町税(法定外目的税)として負担してもらうため導入するものである。

## 2. 倶知安町宿泊税の概要

課税団体	北海道倶知安町
税目名	宿泊税(法定外目的税)
課税客体	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の用途	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
納税義務者	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税率	宿泊料金の2%
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(平年度) 380百万円
非課税事項	・修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの及びその引率者 ・倶知安町内で職場体験を行うもの
徴税費用見込額	(平年度) 30百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

### 3. 同意要件との関係

倶知安町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）がある。

消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であり、前段階税額を控除して納税する仕組みであるものの、「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊料金」を課税標準とする倶知安町宿泊税とは、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税するという点において同様であり、「課税標準を同じくしている」と考えられる。

このため、「住民の負担」が「著しく過重」と言えるかが、同意の適否におけるポイントとなる。

住民の負担という観点からは、宿泊行為に課される消費税の税率は10%（平成31年10月1日以後）であり、倶知安町宿泊税の税率2%と併せると納税義務者の税負担額は宿泊料金の12%となる。

宿泊行為は、消費税引上げ後における低所得者に配慮した軽減税率対象項目ではない中、倶知安町宿泊税により追加的負担となる2%という税率は、1人1泊当たりで見た場合、オフシーズンで8割を占める1万円未満の宿泊料金だと200円未満の金額、ハイシーズンで8割を占める3万円未満の宿泊料金だと600円未満という金額であり、著しく過重とまでは言えないと考えられる。また、より高額な宿泊料金に対してもその担税力に応じて課されるものであることから、著しく過重な負担とまでは言えないと考えられる。

さらに、12%という税率を見ても、海外においては、宿泊行為に課される税率が、多くの国で10%を超える税率での課税が行われており、高いところでは20%を超えている例もあることを踏まえると、著しく過重とまでは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間の物の物流に重大な障害を与えること。」

倶知安町宿泊税は、「倶知安町内に所在する旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとは言えない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

倶知安町宿泊税は、(1) のとおり著しく過重な税負担であるとまでは言えず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

また、この宿泊税の使途は、条例において「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」とされている。税収は、倶知安町の観光施策の充実に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであると言える。

政府の観光に関する取組については、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)において方針が示されているほか、当該計画の基となっている「明日の日本を支える観光ビジョン(※)」(平成28年3月30日)においては、受益者負担による観光施策に充てる追加的財源を確保することを検討する方向性が示されており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

(※) 総理大臣を議長とし、関係閣僚等により構成される「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において決定。

以上により、今回新設を予定している倶知安町宿泊税については、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由はないと認められると判断する。